

豊中市保育所設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に定める保育所を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(設置認可の申請)

第2条 法第35条第4項の規定に基づく認可申請については、保育所設置認可申請書（様式第1-1号）に別表に掲げる書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(設置の届出及び認可申請の要件)

第3条 前条の認可申請は、次の各号に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

- 一 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 二 小規模保育所を設置しようとするときは、前号の要件に加え、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知）及び「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第11号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 三 夜間保育所を設置しようとするときは、第1号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 四 不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、第1号から前号までの要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 五 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(休廃止の届出及び申請)

第4条 法第35条第7項の規定に基づく承認申請は、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2-1号）に別表に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行う。

(変更の届出)

第5条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）

第37条第5項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（名称・位置）変更届出書（様式第3-3号）に別表に掲げる書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長に提出することにより行う。

2 規則第37条第6項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（建物・設備・定員等）変更届出書（様式第3-1号）又は保育所施設長（経営の責任者）変更届出書（様式第3-2号）に別表に掲げる書類を添付し、市長にあらかじめ提出することにより行う。

3 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届出を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。